

一五戒勿論也、但し飲酒、妄語の二戒は事によるべし、他の爲善事には偽も可なるべき事、

一山賊追剝等に逢ば裸にて渡すべし、若殺害にをよば、首をのべて待べし、死て敵を取るまじ

き事附 四寸の小刀の外、刃を持間敷事、

一衣、食居は、天道にまかすべし、當季の外、衣は可捨事、

一船賃、木ちん、茶代、少しもねざるまじき事、

一中途にて乞凶、非人に慈悲を加へし、かつ病人には所持の藥可與事、

一文筆所望なきに書まじき事、但し望む人あらば、貴賤を不撰、一言も否といふ詞出す間敷なり、

自作の外、他作の文法、書く間敷事、

一一足も馬駕にのるまじき事、但不及山上の道は折によるべし、

右の九箇條、佛神に誓ひ、心戒を定るものなり、若此意趣を破る心ざし出ば、即歩に立歸るべし、若

病死する事あらば、行脚の日記と、此ヶ條を古郷へ送給ふべし、

死て後尸の事は、任他取置にては鳥狼

諸國旅宿衆中

産國勢州射和村大淀氏三千風判

既に行脚成就の上は、此事ひけらすもいらざる事なれど、かつは後世同氣の行脚人、心づくべき

かと、兩紙を費せしになん、

〔新撰字鏡〕食 疾演反、上、酒食送、人、也、又疾

〔伊呂波字類抄〕波 箭反、上、諸也、馬、乃、波、奈、牟、介、

〔下學集〕下 態、下 藝、下 錢、下 別

〔後拾遺和歌集別〕八 つくしへくだりける人に、むまのはなむけし侍とて、人々さけたうべて、ひねもすにあそびて、夜やうくふけゆくま、におひぬることなど、いひいだして、よみ侍ける、